

平成30年度沖縄県農地中間管理事業実施状況に対する評価・意見

令和元年6月11日

公益財団法人沖縄県農業振興公社
農地中間管理事業評価委員会

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(1)	借り受けた農地の面積と件数	平成26年度 17.9ha (19件) 平成27年度 105.8ha (125件) 平成28年度 120.5ha (280件) 平成29年度 116.1ha (243件) 平成30年度 139.4ha (299件) これまでの実績は上記のとおりである。平成30年度事業実績は前年度と比較すると、面積で120%、件数では123%と、それぞれ前年比20%UPの実績となった。	・農地借受希望状況と機構の借受実績を比較すると前者の希望を満たしきれていない状況にある。農地借受希望者の方にも、継続した出し手確保の取り組み強化が必要である。 ・土地持ち非農家への農地中間管理事業の周知・相談の機会を増やすことも重要である。
(2)	貸し付けた農地の面積と件数	平成26年度 11.1ha (7件) 平成27年度 13.8ha (28件) 平成28年度 167.8ha (159件) 平成29年度 130.3ha (259件) 平成30年度 156.9ha (297件) これまでの実績は上記のとおりである。平成30年度事業実績は前年度と比較すると、面積で120%、件数では115%と、それぞれ前年比約20%UPの実績となった。	・集落営農がある地域での農地中間管理事業の活用が一段落した本土では事業活用が低迷していると聞いている。その中で沖縄県は農地の借受希望者が多く、集落営農が無い中で転貸件数が伸びており、その点では評価できる。

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(3)	担い手に貸し付けた農地の面積と件数	<p>平成 28 年度 131ha (128 件) 平成 29 年度 127ha (196 件) 平成 30 年度 129ha (217 件)</p> <p>直近 3 カ年の担い手等に転貸した農地の実績は上記のとおりである。沖縄県で担い手と位置づけて転貸している者は、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者、④今後これらの予定となる者としている。 面積はほぼ横ばいであるが、担い手に転貸した件数は増加となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村によって、担い手育成の取り組みに温度差がある。 農地バンク 5 年後見直しに関連する法改正により「人・農地 プランの実質化」として、地域での取り組みが強化される。機構は農業委員会による営農意向調査の実施も含め、地域の取り組みにより策定される「人・農地 プラン」に沿った支援に取り組んでもらいたい。 市町村の農業振興計画と人・農地 プランは足並みを揃えて進める必要がある。人・農地 プランは今後重要な位置付けとなる。
(4)	新規参入者に貸し付けた農地の面積と件数	<p>平成 28 年度 8.8ha (17 件) 平成 29 年度 0ha (0 件) 平成 30 年度 0ha (0 件)</p> <p>直近 3 カ年の担い手等に転貸した農地のうち新規参入者に転貸した実績は上記のとおりである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公社農地中間管理事業規程の一部見直しにより、将来的な担い手への位置付けを期待して、現在非担い手であっても一定の条件を満たす新規就農者及び見込み者を優先的に転貸先として選定できる規定を構築したことは評価できる。 それに必要な市町村推薦書様式の推薦理由の選択肢に、農の雇用事業による雇用者（独立経営希望者）も盛り込むべきであったと考える。
(5)	中間保有している農地の面積と件数	<p>(借受年度別中間保有農地) ※平成 30 年度末の状況 平成 27 年度 1.5ha (2 件) 平成 28 年度 3.3ha (6 件) 平成 29 年度 3.5ha (7 件) 平成 30 年度 11.4ha (33 件)</p> <p>平成 30 年度借受農地で中間保有する農地は転貸に向けて手続き途中の案件が多く含まれる。 また、平成 30 年度末で有効となる借受希望状況は延べ 1,409.4ha (1,188 人) となっており、借受面積を大幅に上回っている。（前年度末：1,325.0ha、1,128 人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構が中間保有する農地は補助事業により保全管理ができるようだが、耕作放棄地問題への対応はできないか。

No.	評価項目	現 状	評価・意見等
(6)	農地中間管理事業の推進に関する取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者について、これまで市町村長による青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者の位置付けでないと機構事業での受け手として選定されにくい仕組みであった。このため、平成31年2月に事業規程の一部見直しを行い、就農への意欲と姿勢などの一定の条件を満たした者で、かつ市町村から推薦のある新規就農者や新規就農見込み者についても優先的に集積対象者とすることにした。 ・公社事業規程第8による利用条件改善について、沖縄本島北部地区で1.4haの中間保有農地において実施した。 ・農地整備事業との連携は、宮古地区を中心に一時利用地指定農地での事業活用をしているところである。工事開始前からの連携については、農地耕作条件改善事業を中心進めているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の優先配慮規定を追加したことであるが、市町村の推薦理由の1つに農業次世代人材投資事業（準備型）の活用者があるので、その給付対象を広げることも必要ではないか。 ・条件の悪い圃場は借り手がないので、利用条件改善の今後の対応に期待する。 ・高齢化等により担い手不足が進行していく中ではあるが、農地整備事業との連携により担い手への農地集積を進めるこことは重要である。 ・他県に比べて沖縄県の農地整備は遅れており、特に農業用の水の確保が課題となっている。水の条件が良い農地での機構事業の活用は進めやすいと思われるが、農地整備事業との連携をどのように進めるのかがポイントとなる。
(7)	その他当該事業の推進に必要と思われる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の推進には関係機関との連携が重要であるとの認識があり農業委員会等との連携を強化してきたところである。 ・平成30年11月施行の所有者不明農地の利活用のための新制度活用（改正基盤強化法等）の調整案件はあるが、今のところ着手した事例は無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、農福連携の取り組みが進んできているが、農地中間管理事業での対応はできないだろうか。 ・農地中間管理事業は今後も続く事業であり信頼に基づいた人同士の繋がりにより成り立つと思われる。予算の確保も必要であるが、長期間かけてでも機関間の信頼を構築するよう努めてもらいたい。 ・市町村段階でのマンパワー不足の課題も挙げられているが、当該新制度の活用に向けて、行政側への指導や要請も必要ではないか。